

認 定 証

川崎市麻生区万福寺一丁目 1 番 1 号  
株式会社電力テクノシステムズ

代表取締役 三巻 利夫

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）  
第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定を受けた者であることを証する。

平成 29 年 2 月 13 日

環境大臣 山 本 公 一



記

1. 認定の年月日 平成 29 年 2 月 13 日
2. 認定番号 平成 29 年第 1 号
3. 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条の 4 第 5 号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又は OF ケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
4. 無害化処理の方法  
洗浄（加熱強制循環洗浄法）
5. 無害化処理の用に供する施設の種類  
ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設



6. 無害化处理の用に供する施設の設置の場所

- ・神奈川県横須賀市長坂二丁目 210 番 1
- ・沖縄県浦添市牧港五丁目 1074 番 3
- ・沖縄県浦添市牧港五丁目 1056 番
- ・沖縄県島尻郡与那原町字与那原猫瀬原 2781 番
- ・沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄前橋原 684 番 1
- ・宮城県仙台市宮城野区港五丁目 80 番 16
- ・宮城県仙台市泉区松森字鹿島 60 番
- ・茨城県那珂郡東海村大字白方字白根 1 番 1

7. 無害化处理の用に供する施設の処理能力

洗浄施設 1 基につき、変圧器類(抜油済みであって、3に掲げるものに限る。)を  
最大 3 台 / 5 日

8. 収集又は運搬の有無

有 ・  無

9. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ  
積替え又は保管は行わない。

以上